官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令（財務六五）　二
〔その他告示〕
○登録証明機関の技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更に関する件（総務三四七）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一二六）　二
○バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための食料及び栄養補助食品へのアクセス改善計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務四一五）　二
○酪農セクター生産性向上計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四一六）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同四一七、四一八）　二
○ガボン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とガボン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四一九）　三
○パレスチナにおける基礎的な保健医療サービス及び公衆衛生機能の強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件（同四二〇）　三
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二八一）　四
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁二四～二六）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一五五三～一五六〇）　五
○保安林の指定を解除する件（同一五六一～一五六七）　五
○特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の規定に基づき製造数量の許可申請受付期間を定める件（経済産業一五八）　五
○都市計画に関する件（関東地方整備局二一三）　五
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件（同二一四）　五
○道路に関する件（中国地方整備局七九、八〇）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一二三）　六
〔国会事項〕
内閣　財務省　六
〔皇室事項〕
官庁事項　六
〔官庁報告〕
保障契約証明書の無効について（神戸運輸監理部）　六
中央最低賃金審議会委員の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
〔公　告〕
諸事項　七
官庁
登録政治資金監査人登録・登録抹消及び証票亡失関係　七
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　七
会社その他　二六

省令

○財務省令第六十五号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十四日

財務大臣　片山さつき

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1～8　略］ 9　委任、請負及び寄託等に基づく受託収入の類 ［受託事業費債権・刑務作業費債権 少年院職業指導作業費債権 ［病院等療養費債権～受託手数料債権　略］ 10　貸付金回収金の類 ［自衛隊学資貸与金債権～特定連絡道路工事資金貸付金債権　略］ 自動運行補助施設等設置工事資金貸付金債権 ［成田国際空港整備事業資金貸付金債権～諸貸付金債権　略］ ［11～15　略］ ［二～四　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**別表第二** 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1～8　同上］ 9　委任、請負及び寄託等に基づく受託収入の類 ［受託事業費債権・刑務作業費債権 同上］ 少年院等職業指導及び職業補導作業費債権 ［病院等療養費債権～受託手数料債権　同上］ 10　貸付金回収金の類 ［自衛隊学資貸与金債権～特定連絡道路工事資金貸付金債権　同上］ 自動運行補助施設等設置工事資金貸付金債権 ［成田国際空港整備事業資金貸付金債権～諸貸付金債権　同上］ ［11～15　同上］ ［二～四　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第三百四十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定に基づき、登録証明機関として登録したビューローベリタスジャパン株式会社から登録証明機関の住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月二十四日

総務大臣　林　芳正

一　登録証明機関の住所

変更後	変更前
神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号	神奈川県横浜市中区山下町二十二番地

二　変更年月日

令和七年九月十六日

○法務省告示第百二十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十月二十四日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　西森　政一

○外務省告示第四百十五号

令和七年九月二十九日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための食料及び栄養補助食品へのアクセス改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための食料及び栄養補助食品へのアクセス改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使

世界食糧計画側　ドミニコ・スカルベリ在バングラデシュ事務所代表

令和七年十月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百十六号

令和七年九月二十九日に東京で、酪農セクター生産性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　酪農セクター生産性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四億六千三百万円

3　贈与の供与期限　令和十二年六月三十日

4　署名者

日　本　側　磯俣秋男在スリランカ大使

スリランカ側　ウィジタ・ヘーラット外務・海外雇用・観光大臣

令和七年十月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百十七号

令和七年八月十九日にマニラで、円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の令和二年六月八日付けの交換公文に従ってフィリピン共和国政府に供与されることになったダバオ市バイパス建設計画（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がフィリピン共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、フィリピン共和国政府との間に行われた。

令和七年十月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百十八号

令和七年九月五日にマニラで、円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の平成二十七年十一月十九日付けの交換公文に従ってフィリピン共和国政府に供与されることになった南北通勤鉄道計画（マロロス－ツツバン）の実施に係る円貨による借款の支出期間がフィリピン共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和八年三月二十三日まで延長される旨の口上書の交換が、フィリピン共和国政府との間に行われた。

令和七年十月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百十九号

令和七年十月三日にリーブルビルで、ガボン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がガボン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二億円

○財務省告示第二百八十一号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年九月十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年十月二十四日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第25回	100,000,000円	106.09円
〃	第30回	5,000,000,000円	99.98円
〃	第30回	5,000,000,000円	100.08円
〃	第30回	9,900,000,000円	100.10円
合計		20,000,000,000円	

○文化庁告示第二十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、奈良県宇陀郡御杖村の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十四日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
伊勢本街道	令和三年文部科学省告示第百六十四号及び令和六年文部科学省告示第百四十六号	御杖村（奈良県）

○文化庁告示第二十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、岡山県英田郡西粟倉村の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十四日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
智頭往来 志戸坂峠越	平成二十年文部科学省告示第六十五号及び令和六年文部科学省告示第百四十六号	西粟倉村（岡山県）

○文化庁告示第二十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十四日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
貝殻山貝塚	昭和四十六年文部省告示第二百十五号	愛知県

○農林水産省告示第千五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県伊那市手良中坪六九六、六九八、六九九、七〇一、七〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県伊那市富県二〇〇から二〇三まで、二一一の一、二一一の二、二一三、二一四のイ、二一四のロ、二一五から二一八まで、二二二の一、二三〇、二三二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

3　署名者

日本側　野口修二在ガボン大使

ガボン側　ミシェル・レジ・オナンガ・シンディアイ外務・協力大臣（統合及び在外ガボン人担当）

令和七年十月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百二十号

令和七年九月二十二日にラマッラで、パレスチナにおける基礎的な保健医療サービス及び公衆衛生機能の強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　基礎的な保健医療サービス及び公衆衛生機能の強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億六千百万円

3　署名者

日本側　荒池克彦パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ日本政府代表事務所長

世界保健機関側　リチャード・ピーパーコーン在パレスチナ事務所代表

令和七年十月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県井原市芳井町下鳴字道立三〇四〇、三〇四三から三〇四五まで、字東坊三〇五二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字東坊三〇五二の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県高梁市成羽町坂本字クロタキ三〇二八、字草苅場三〇四四、字城ノ越三〇四五の一、字百町田三〇四九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県岡山市北区御津中牧字年谷一一二〇、一一二四、一一二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字年谷一一二〇・一一二四・一一二五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県総社市新本字春山三八一一の二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岩手県遠野市土淵町飯豊一地割一一七の二、一一九の一、二地割三、五、六、一四、一五、一六の一、一六の三、一二一の一、一二四の四、一二四の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
一地割一一七の二・一一九の一・二地割一六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三、五、六、一四、一五、一六の三、一二四の五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市富岡字坂ノ下七五七、一一九三、一一九五、一一九七の一、字谷入一一六七から一一七一まで、一一七二の一、一一七二の三、字荒裂一一七三から一一七六まで、一一八一、一一八四、一一八五、一一八八から一一九一まで、字味噌ケ入一一九八の二、一二〇三の一、一二〇四、一二〇五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字三本松乙一六三六の二一五・乙一六三六の二一八から乙一六三六の二二〇まで（以上四筆国有林）

二　(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(二)　解除の理由　道路用地とするため
(三)　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字三本松乙一六二〇の二二八（国有林）
(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(二)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県宮若市脇田字牟田ヶ尾二六三一の四、二六三二の五、字コイゲ二六三三の一四・二六三三の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木大山字馬ノ谷八九〇の八・九〇九の二・九〇九の三・九一三の九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八九〇の九、八九〇の一〇、九〇九の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木大山字吉野原八の一三から八の一八まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町字漆沢高畑一の一（次の図に示す部分に限る。）

㈠　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈡　解除の理由　ダム用地とするため

二　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町字漆沢宮ヶ森一の四四・一の四七・一の五〇（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一の四三・一の四八・一の四九（以上三筆国有林）、一の一一（次の図に示す部分に限る。）

㈠　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈡　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市怒田沢町奥山三の五・三の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町上川戸七四三の一五（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第百五十八号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号。以下「法」という。）第四条第二項の規定に基づき、令和八年一月一日から同年十二月三十一日までの期間（以下「令和八規制年度」という。）における特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表第二の中欄に掲げる特定物質代替物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣が告示する期間を次のように定める。

令和七年十月二十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

法第四条第二項の経済産業大臣が告示する期間は、令和七年十一月十三日から同年十一月二十日とする。ただし、令和八規制年度の状況等により、随時製造数量の許可を行うことが必要な場合にあっては、この限りでない。

○関東地方整備局告示第二百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月二十四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年関東地方整備局告示第百七十六号東京都市計画河川事業第五号石神井川及び第六号神田川

三　事業施行期間　自平成二十八年四月一日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

別表の指定番号二十二の項指定をした日欄中「令和二年十月一日」を「令和七年十月二十二日」に、指定の有効期間欄中「令和二年十月二十二日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。

○中国地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十四日

中国地方整備局長　杉中　洋一

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　九号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
米子市淀江町今津字岸ノ前一四四番一から同市陰田町六五八番六まで	前	ＢＡ　一〇・〇〇～八一・五〇メートル	一四・一六五キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一〇・〇〇～八一・五〇メートル 九・七〇～三二六・〇〇メートル	一四・一六五キロメートル 一三・七三九キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十四日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
九　号　米子市淀江町佐陀字東御山跡八四六番一から同市淀江町佐陀字東御山跡八五二番一まで　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月二十四日

○九州地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十四日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

その関係図面は、令和七年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡市西区今宿西一丁目四六七番から糸島市二丈福井字角ノ下四七九二番二まで	前	Ａ 七・五〇～一二・〇〇	九一〇〇メートル～三五〇・七三	一九・〇〇一キロメートル
	後	Ａ 七・五〇～一二・〇〇	九一・〇〇～三五〇・七三	二一・八九七～一九・〇〇一

上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

国会事項

衆議院

常任委員長辞任

十月二十二日議長において、次の各常任委員長の辞任を許可した。

外務委員長　堀内　詔子
文部科学委員長　中村　裕之
経済産業委員長　宮崎　政久

質問書提出

十月二十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

スポットワークにおける過去の企業側キャンセルに伴う未払賃金問題に関する質問主意書（水沼秀幸提出）

訂正

十月二十二日、政治資金規正法の一部を改正する法律案（第二百十七回国会衆法第四号）及び政治資金規正法の一部を改正する法律案（第二百十七回国会衆法第五号）の提出者「大野敬太郎外四名」を「大野敬太郎外三名」に訂正する。

参議院

質問主意書提出

十月二十二日議員から次の質問主意書が提出された。

消費減税の実施に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一六号）

ミャンマー国民和解の枠組みにおける日本政府の基本姿勢に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第一七号）

人事異動

内閣

特命全権大使
市川　恵一
願に依り本官を免ずる

飯田　祐二　橘　高志　林　誠
吉野維一郎　谷　滋行　矢田貝泰之
香山　弘文　有田　純
内閣総理大臣秘書官　槌道　明宏
同　田中　麻央
（吉村　麻央）
同　中島　朗洋　同　熊木　正人
同　井上　博雄　同　土屋　暁胤
同　吉野　幸治　同　貝原健太郎
願に依り本官を免ずる（各通）（以上十月二十一日）

財務省

（大臣官房政策立案総括審議官兼大臣官房審議官）財務事務官　湯下　敦史
兼ねて大臣官房公文書監理官を命ずる
（大臣官房参事官）同　上田　淳二
兼ねて大臣官房審議官を命ずる
内閣総理大臣秘書官　中島　朗洋
財務事務官に任命する
大臣官房審議官を命ずる
（大臣官房審議官）財務事務官　岩佐　理
大臣官房付を命ずる
（大臣官房審議官兼大臣官房公文書監理官）同　一松　旬
主計局次長を命ずる
大臣官房公文書監理官兼務を免ずる
（主計局次長）同　吉野維一郎
願により本官を免ずる（以上十月二十一日）

皇室事項

親任式

十月二十一日午後七時、宮中において、内閣総理大臣高市早苗の親任式を行われた。

認証官任命式

十月二十一日午後八時三十分、宮中において、国務大臣林芳正、同平口洋、同茂木敏充、同片山さつき、同松本洋平、同上野賢一郎、同鈴木憲和、同赤澤亮正、同金子恭之、同石原宏高、同小泉進次郎、同木原稔、同松本尚、同牧野京夫、同赤間二郎、同黄川田仁志、同城内実、同小野田紀美、内閣官房副長官尾﨑正直、同佐藤啓及び同露木康浩の認証官任命式が行われた。

官庁事項

保障契約証明書の無効について

次の保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁等損害賠償保障法第四十四条において準用する第十七条第四項及び第五十二条において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項及び第二十条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月二十四日

神戸運輸監理部長　峰本　健正

保障契約証明書番号	船名	国籍	交付年月日	失効年月日
ＢＫ－ＫＢ－25－000077	晃徳丸	日本	令和七年二月十四日	令和七年十月二日
ＷＲ－ＫＢ－25－000096	晃徳丸	日本	令和七年二月十四日	令和七年十月二日
ＷＲ－ＫＢ－25－000095	三徳丸	日本	令和七年二月十四日	令和七年十月二日

船舶番号又は信号符字	140824	140824	140167

公　告

諸事項

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和七年十月二十四日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏　名
六三一五	七、八、一	竹内　恭平
六三一六	七、八、一	髙澤宗太郎
六三一七	七、八、一五	森永　亮太
六三一八	七、八、一五	森　貞夫
六三一九	七、八、一五	生田　清代
六三二〇	七、八、一五	兼重　鉄也
六三二一	七、八、一五	舟橋　健市
六三二二	七、八、二九	中原　孝博
六三二三	七、八、二九	市河　大樹
六三二四	七、八、二九	篠原　正裕
六三二五	七、八、二九	佐藤みちよ（業務上の呼称　佐々木みちよ）
六三二六	七、八、二九	三浦　真
六三二七	七、八、二九	山口　徹

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和七年十月二十四日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一二四四	用丸るみ子	七、二、二五	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一三〇〇	川嶋　俊雄	七、五、一七	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一七三〇	片山　邦夫	七、八、一	本人からの申請
二三〇五	嶋岡　正和	七、八、一	本人からの申請
三六三九	山根　章憲	七、八、二九	本人からの申請
四六六一	佐藤　竹雄	五、一一、三〇	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
五〇二〇	伊藤　修平	七、五、二四	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
五八七五	中島　友啓	七、八、一	本人からの申請

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

令和七年十月二十四日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
一二四二	河合　明弘	一二四四	七、七、三〇

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続における包括的禁止命令

破産手続における保全管理命令

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０６８号
東京都千代田区神田美土代町７番地
清算株式会社　株式会社ＡＩＲ　ＢＩＯＳ
代表清算人　鬼原　正博
1　決定年月日　令和７年10月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０６９号
東京都品川区西五反田５丁目７番３号
清算株式会社　ＨｉＣｕｓｔｏｍｅｒ株式会社
代表清算人　鈴木　大貴
1　決定年月日　令和７年10月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０１号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3523番地
清算株式会社　株式会社魚敬
代表清算人　蛭田美代子
1　決定年月日　令和７年９月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所横須賀支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００４号
神戸市兵庫区五宮町３番２号
清算株式会社　株式会社ＣＬＯＳＥ
1　決定年月日　令和７年10月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第９号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地56番４号
清算株式会社　菱栄石油株式会社
1　決定年月日　令和７年10月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（ヒ）第１０号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地56番４号
清算株式会社　上野海運株式会社
1　決定年月日　令和７年10月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１号
新潟市中央区上所１丁目１番24号　Ｎビル４階とやの総合法律事務所内
清算株式会社　とやの清算株式会社
代表清算人　太田　　竜
1　決定年月日　令和７年９月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則（弁済の場所等）
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
第２　定義
1　「一般債権」とは、協定債権のうち以下のいずれにも該当しないものをいう。
①　利息債権
②　遅延損害金請求権
③　前記①及び②を代位弁済したことによる求償権
2　「弁済原資」とは、清算業務終了時において清算株式会社が有する現預金から、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除した金額をいう。
第３　弁済と免除
本認可決定確定後１か月以内に、「弁済原資」を各債権者の「一般債権」の額により按分して得られた金額（但し１円未満の端数は切り捨てる。）を弁済し、弁済時に、協定債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
以上
新潟地方裁判所民事部

更生手続における包括的禁止命令

令和７年（ミ）第３号
大阪市中央区博労町４丁目２番15号
開始前会社　中川企画建設株式会社
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。
令和７年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における保全管理命令

令和７年（ミ）第３号
大阪市中央区博労町４丁目２番15号
開始前会社　中川企画建設株式会社
1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市中央区北浜２丁目５番23号小寺プラザ12階　弁護士法人関西法律特許事務所　弁護士　髙木　大地
令和７年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

				給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
			小規模個人再生による再生手続廃止	
			給与所得者等再生による再生手続開始	給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月十日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月十日
掲載頁　一二七頁（号外第二二七号）

令和七年十月二十四日
栃木県小山市城東四丁目一九番三一号
（甲）タカコーホールディングス株式会社
代表取締役　山本　嘉央
栃木県小山市城東四丁目一九番三一号
（乙）エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・２５株式会社
代表取締役　飯塚　敏裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月五日
掲載頁　五十五頁（号外第二〇一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月五日
掲載頁　五十五頁（号外第二〇一号）

令和七年十月二十四日
埼玉県戸田市新曽二〇九七番地一
（甲）株式会社ＳＥＩＫＯＵ
代表取締役　星　照夫
埼玉県戸田市新曽二〇九七番地一
（乙）株式会社オークス
代表取締役　星　照夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月十五日
掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月十五日
掲載頁　五十二頁（号外第二二九号）

令和七年十月二十四日
千葉県鴨川市江見青木八六番地の一
（甲）青木総業株式会社
代表取締役　小篠　隆
千葉県鴨川市江見青木八六番地の一
（乙）株式会社青木商店
代表取締役　小篠　隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　七十七頁（号外第九十七号）

令和七年十月二十四日
東京都千代田区大手町一丁目九番二号
（甲）ＭＳＤ企業投資九号株式会社
代表取締役　**片**山　創詩
三重県鈴鹿市磯山一丁目一六番二一号
（乙）株式会社塚本無線
代表取締役　塚本　会一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十六日
掲載頁　六十二頁（号外第一六三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十六日
掲載頁　六十二頁（号外第一六三号）

令和七年十月二十四日
東京都港区六本木三丁目二番一号
（甲）ＦＣＩ１株式会社
代表取締役　泰永　大輔
東京都港区六本木三丁目二番一号
（乙）株式会社イーグルインベスコ
代表取締役　泰永　大輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.sfhm.co.jp/
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十二日
掲載頁　四十一頁（号外第一三〇号）
（なお、掲載時の本店・商号は、長野市大字鶴賀南千歳町九七五番地、エムケー興産株式会社です。）

令和七年十月二十四日
東京都千代田区有楽町一丁目二番二号
（甲）サンフロンティアホテルマネジメント株式会社
代表取締役　柳村　一幸
東京都千代田区有楽町一丁目二番二号
（乙）長野リンデンホールディングス株式会社
代表取締役　柳村　一幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://rimad.co.jp/

令和７年十月二十四日

東京都渋谷区渋谷三丁目一二番二二号

（甲）株式会社アイズ

代表取締役　福島　範幸

東京都渋谷区渋谷三丁目一二番二二号

（乙）ｒｉｍａｄ株式会社

代表取締役　福島　範幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十二日

掲載頁　八十七頁（号外第二〇六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十二日

掲載頁　八十七頁（号外第二〇六号）

令和七年十月二十四日

愛知県豊田市寿町五丁目一二番

（甲）リックステクノ株式会社

代表取締役　江頭　裕明

石川県白山市源兵島町九六〇番地

（乙）株式会社ＣＥＭ

代表取締役　坂口　浩樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年十一月二十六日に予定し、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）https://www.woodfriends.co.jp/ir/e-public-notice/

令和七年十月二十四日

愛知県名古屋市中区栄四丁目五番三号

（甲）株式会社ウッドフレンズ

代表取締役　伊藤　嘉浩

愛知県名古屋市中区栄四丁目五番三号

（乙）株式会社ウッドコンストラクション

代表取締役　金垣　瑞木

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十七日

掲載頁　八十六頁（号外第二三一号）

令和七年十月二十四日

大阪市中央区本町二丁目三番八号

（甲）株式会社キッズ・コーポレーション

代表取締役　酒井　隆幸

大阪市中央区本町二丁目三番八号

（乙）株式会社キッズインテグレーション

代表取締役　酒井　隆幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月十九日

掲載頁　十一頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十九日

掲載頁　一五六頁（号外第二一一号）

令和七年十月二十四日

徳島市沖浜東三丁目一五番地

（甲）ノヴィル株式会社

代表取締役　久岡　征司

徳島市沖浜東三丁目一五番地

（乙）株式会社バルテック

代表取締役　久岡　征司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　四国新聞

掲載の日付　令和七年九月三十日

掲載頁　十七頁

（乙）掲載紙　四国新聞

掲載の日付　令和七年九月三十日

掲載頁　十七頁

令和七年十月二十四日

香川県高松市庵治町六三九一番地

（甲）香川マリン株式会社

代表取締役　浅田　有起

香川県高松市庵治町六三九一番地

（乙）屋島マリーナ株式会社

代表取締役　浅田　有起

合併公告

債権者各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.cyber-l.co.jp

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　五十七頁（号外第二二九号）

令和七年十月二十四日

沖縄県宜野湾市大山七丁目一〇番一四号

三階

（甲）株式会社シナジー

代表取締役　幸田　隆

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビル

（乙）株式会社イクシーズラボ

代表取締役　菊池　淳

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在栃木県那須塩原市一区町一〇五番地一二八　屋号ガイア那須塩原店及び所在栃木県那須塩原市一区町一〇五番地九一　屋号ガイアらくらく館那須塩原店）経営事業に関する権利義務及び資産を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.niraku.co.jp

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月三十日

掲載頁　七頁

令和七年十月二十四日

福島県郡山市方八町一丁目一番三九号

（甲）株式会社ニラク

代表取締役　谷口　久徳

東京都中央区日本橋横山町七番一八号

（乙）株式会社ガイア

代表取締役　齊藤　慶

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む太陽光発電事業以外の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　六十二頁（号外第一六三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　六十頁（号外第一六三号）

令和七年十月二十四日

東京都港区六本木三丁目二番一号

（甲）ＦＣＩ１株式会社

代表取締役　泰永　大輔

栃木県佐野市黒袴町一六二番一

（乙）株式会社ホビーリンク・ジャパン

代表取締役　渡邊泰太郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の天王洲　銀河劇場の運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　六頁

令和七年十月二十四日

東京都品川区東品川二丁目三番一六号シーフォートスクエア二階

（甲）株式会社銀河劇場

代表取締役　橋本　大輝

東京都千代田区神田三崎町一丁目三番九号

（乙）株式会社代々木アニメーション学院

代表取締役　橋本　大輝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十七日

掲載頁　八十四頁（号外第二三一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十七日

掲載頁　八十六頁（号外第二三一号）

令和七年十月二十四日

東京都武蔵野市関前三丁目二八番一二号

（甲）さがみ交通ムサシノ株式会社

代表取締役　山口　正道

東京都杉並区上井草四丁目二番三号

（乙）さがみエンヂニアリング株式会社

代表取締役　山口　辰彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十七日

掲載頁　八十四頁（号外第二三一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十七日

掲載頁　八十六頁（号外第二三一号）

令和七年十月二十四日

東京都杉並区上井草四丁目二番三号

（甲）さがみエンヂニアリング株式会社

代表取締役　山口　辰彦

（乙）さがみ交通ムサシノ株式会社

代表取締役　山口　正道

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業及び投資事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目一三番九号北参道パークビル

（甲）ＩＥＡコンサルティング合同会社

代表社員　榎本　哲也

東京都港区六本木七丁目七番七号八階

（乙）ＥＰＩＣ合同会社

代表社員　榎本　哲也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十七日

掲載頁　八十六頁（号外第二三一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十七日

掲載頁　八十四頁（号外第二三一号）

令和七年十月二十四日

東京都杉並区上井草四丁目二番三号

（甲）さがみエンヂニアリング株式会社

代表取締役　山口　辰彦

東京都武蔵野市関前三丁目二八番一二号

（乙）さがみ交通ムサシノ株式会社

代表取締役　山口　正道

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十七日

掲載頁　八十四頁（号外第二三一号）

令和七年十月二十四日

東京都杉並区上井草四丁目二番三号

（甲）さがみエンヂニアリング株式会社

代表取締役　山口　辰彦

（乙）さがみ交通株式会社

代表取締役　山口　正道

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業及び投資事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目一三番九号北参道パークビル

（甲）ＩＥＡコンサルティング合同会社

代表社員　榎本　哲也

東京都港区六本木七丁目七番七号八階

（乙）ＥＰＩＣ合同会社

代表社員　榎本　哲也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む外食事業、小売事業（リサイクルショップ）及び民泊事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので、公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三日

掲載頁　一一〇頁（号外第二二二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三日

掲載頁　一一一頁（号外第二二二号）

令和七年十月二十四日

愛知県岡崎市牧御堂町字油田四七番地

（甲）株式会社谷村商会

代表取締役　谷村　尚則

愛知県岡崎市赤渋町字田中三六番地一

（乙）株式会社セカイズ

代表取締役　江澤　邦浩

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営むウイング大分駅前店のパチンコ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月三日

掲載頁　二頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月七日

掲載頁　二頁

令和七年十月二十四日

大分県別府市大字鶴見一〇三番地の三

（甲）ダイヤモンドグループ株式会社

代表取締役　朴　胎生

大分市中央町二丁目一番一号

（乙）株式会社ウイング

代表取締役　小橋　雅治

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＡｔｒａｎｓｅｎ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ株式会社（住所大阪市北区中之島四丁目三番五一号）に対して当社のホウ素中性子捕捉療法（ＢＮＣＴ）関連事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　一二三頁（号外第一八五号）

令和七年十月二十四日

大阪市北区中之島四丁目三番五一号

Ａｔｒａｎｓｅｎ Ｐｈａｒｍａ株式会社

代表取締役　浅野　智之

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社岡田商店（住所鳥取県境港市幸神町三五三番地）に対して当社のスーパーマーケットの運営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十四日

鳥取県境港市幸神町三五三番地

有限会社岡田商店

代表取締役　岡田　信行

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アン・ドゥー（住所岡山市中区高屋三五六番地三）に対して当社の衣料品企画販売部門の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十八日

掲載頁　一五四頁（号外第二〇九号）

令和七年十月二十四日

岡山市中区高屋三五六番地三

株式会社アン・ドゥー

代表取締役　中村　二郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十八日であり、組織変更後の商号は株式会社充海とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

青森県八戸市旭ケ丘三丁目一番地一六

合同会社夏子商店

代表社員　荒　美夏子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

埼玉県さいたま市岩槻区城南五丁目二番一一号

ＲＫ合同会社

代表社員　河野　俊信

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

千葉県佐倉市千成二―一一―二

合同会社カケイ

代表社員　大木　勝博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は千葉総合実業株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

千葉県市原市西広五丁目一一番地六一

合同会社フリーダム

代表社員　尾後貫友一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社光造パートナーズとします。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十月二十七日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

東京都渋谷区渋谷二丁目一一番八号大菅ビルディング六階

合同会社光造パートナーズ

代表社員　稲田　光造

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

東京都千代田区大手町一丁目九番七号大手町フィナンシャルシティサウスタワー

イーグルエナジー合同会社

代表社員　モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社

職務執行者　ケン・マーナー

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

東京都千代田区神田佐久間町二丁目一八番地

合資会社吉野屋商店

代表社員　吉野　淑子

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corp.paidy.com/news/#kokoku

令和七年十月二十四日

東京都港区赤坂九丁目七番一号

株式会社Ｐａｉｄｙ

代表取締役　加藤　龍司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＡＳＩＡ・ＰＡＣＩＦＩＣ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

東京都江戸川区松島四丁目三四番一一―二〇一号室

ＡＳＩＡ・ＰＡＣＩＦＩＣ合同会社

代表社員　チョウドリー・シャヒドル・アラム

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

Ｏｔａａｃ合同会社

代表社員　浜野　秋仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号宮益坂ビルディング六〇九

ＹＫＢｒｉｄｇｅ合同会社

代表社員　貴志　優紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

名古屋市港区南十一番町三丁目六番地の五

港サービス合資会社

代表社員　山川　克彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

広島市東区馬木七丁目五〇七―一九

Ｋ，ｓ　ｓｔｏｎｅ合同会社

代表社員　河村　寿子

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社ＴＡＢＵＣＨＩとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

香川県高松市庵治町一三三番地

庵治石材企業組合

代表理事　田渕　康光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十七日

掲載頁　八十八頁（号外第二三一号）

令和七年十月二十四日

福島県いわき市中央台飯野一丁目一番八号

株式会社渡辺商店

代表取締役　山本　正一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を減少し一億円とすることにいたしました。

また、減資の効力発生日までの期間に当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該行使により増加する資本金の額の同額を、今般の減少額に加えて減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十月二十四日

茨城県水戸市城南三丁目一〇番一七号

ホリイフードサービス株式会社

代表取締役　藤田　明久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四九九九万三五円減少し五〇〇〇万円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://K.secure.freee.co.JP/companies/969018/announces

令和七年十月二十四日

千葉県千葉市中央区富士見二丁目七番九号

富士見ビル六〇九号

株式会社ブリッジスマイル

代表取締役　関　融

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億一八三〇万円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　六十二頁（号外第一六三号）

令和七年十月二十四日

東京都港区六本木三丁目二番一号

ＦＣＩ１株式会社

代表取締役　泰永　大輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一〇一頁（号外第七十二号）

令和七年十月二十四日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

あいざわアセットマネジメント株式会社

代表取締役　白木信一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千三百九十九万九千五百九十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月七日

掲載頁　七十二頁（号外第二二四号）

令和七年十月二十四日

東京都新宿区内藤町一番地六ラ・ケヤキ

ＳｙｎｔｈｅｔｉｃＧｅｓｔａｌｔ株式会社

代表取締役　島田　幸輝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、減少する全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十四日

東京都港区港南三丁目六番二一号

ｉＡｕｔｏ　ＴＯＫＹＯ株式会社

代表取締役　王　大為

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百九十八万七千二百五十円（但し、令和七年十月十四日から令和七年十一月二十九日までの間に募集株式の発行がなされた場合は、当該募集株式の発行により増加する資本金の額を加算した額）減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月十九日

掲載頁　四頁

令和七年十月二十四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

株式会社シェアダイン

代表取締役　飯田　陽狩

資本金の額の減少公告

当社は、社員の退社により資本金の額を二百万円減少し、一千二百万円とすることにいたしました。なお、持分払戻額は会社法第六三五条に定める剰余金を超えません。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年十一月二十九日までにお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号宮益坂ビルディング六〇九　合同会社Ｗｅ．Ｅ

代表社員　テラル株式会社

職務執行者　村上　和也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十六日であり、株主総会の決議は令和七年十月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/62056/announces

令和七年十月二十四日

神奈川県茅ヶ崎市東海岸北五丁目一二番五〇―四

ファイヤー株式会社

代表取締役　長田　卓史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千万二百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十四日

大阪市北区曽根崎二丁目三番五号

エクストリンクホールディングス株式会社

代表取締役　廣瀬　祐一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十四日

大阪市阿倍野区松崎町二丁目三番三七―六〇九号

有限会社新光

代表取締役　山田　博司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十四日

鹿児島県日置市伊集院町妙円寺一丁目五八番地一

合同会社マンション管理支援

代表社員　今給黎　誠

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十億九千五百十七万四千四百四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　五十五頁（号外第二二九号）

令和七年十月二十四日

東京都新宿区西新宿六丁目一二番一号

フェイバリットプラス株式会社

代表取締役　砂原美津子

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月二十七日を効力発生日とするコトヒラ工業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載日付　令和七年十月十七日

掲載頁　九十頁（号外第二三一号）

令和七年十月二十四日

長野県東御市滋野乙一三二〇番地

株式会社ヨシハン機材

代表取締役　手塚　達也

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月二十七日を効力発生日とする株式会社メカニカルとの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載日付　令和七年十月十七日

掲載頁　八十七頁（号外第二三一号）

令和七年十月二十四日

長野県東御市滋野乙一三二〇番地

コトヒラ工業株式会社

代表取締役　手塚　仁也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円、資本準備金の額を一億五千万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十五日

掲載頁　六十六頁（号外第九十四号）

令和七年十月二十四日

東京都港区南青山三丁目一番七号青山コンパルビル二階　ｗｐｄジャパン株式会社

代表取締役　海野　俊幸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千五百万円、資本準備金の額を二億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十四日

東京都渋谷区千駄ケ谷三丁目四番二三号

ビクトリー・アセット有限会社

代表取締役　勝部日出男

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千百九十八万五千七百円、資本準備金の額を七千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また当社は、令和七年十一月四日付で商号をＣＰＪ株式会社に変更する予定です。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十八日

掲載頁　一五九頁（号外第一九四号）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十八日

掲載頁　三頁

令和七年十月二十四日

東京都江東区南砂二丁目三六番一〇号光陽ビル

キャンパルジャパン株式会社

代表取締役　伊川　良雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円、資本準備金の額を五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月二十五日

掲載頁　五頁

令和七年十月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号

株式会社フィールドファーマシー

代表取締役　岩下　正志

令和七年十月二十四日

東京都港区六本木三丁目二番一号

株式会社イーグルインベスコ

代表取締役　泰永　大輔

合併につき株券等提出公告

当社は、ＭＳＤ企業投資九号株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年十月二十四日

三重県鈴鹿市磯山一丁目一六番二一号

株式会社塚本無線

代表取締役　塚本　会一

令和七年十月二十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号

株式会社赤坂国際会計内

Ｆｏｒｅｓｔ特定目的会社

取締役　高橋　祥子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十五万口を消却することにいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十一月二十七日までに当社にご提出下さい。

令和七年十月二十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号

株式会社赤坂国際会計内

Ｆｏｒｅｓｔ特定目的会社

取締役　高橋　祥子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資八千一百万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十一月二十六日までに当社にご提出下さい。

令和七年十月二十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

Ｈｅｒａ特定目的会社

取締役　田中　雅勝

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/ariakeoffice.html

令和七年十月二十四日

東京都港区六本木一丁目六番一号

泉ガーデンタワー一二階

Residential Portfolio One特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和七年十月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＷＬＪＭＦ１特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七十三億一千一百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁　五十三頁（号外第一五二号）

令和七年十月二十四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社ジャパンロジプロパティーズ

取締役　赤津　忠祐

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年一月二十四日付官報の号外第十四号百十九頁に掲載されています。

令和七年十月二十四日

東京都港区西新橋一丁目二番九号メンターキャピタル税理士法人内

ＨＣＢプラチナ特定目的会社

取締役　武野氏伸哉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/14395/14395.html

令和七年十月二十四日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ジー・エイ・ワン・レジデンス・スリー

特定目的会社　取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/14417/14417.html

令和七年十月二十四日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ジー・エイ・ワン・レジデンス・シックス特定目的会社　取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十億六千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0075/index.html

令和七年十月二十四日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・エイ・ワン・レジデンス・ファイブ特定目的会社　取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十九億九千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0051/index.html

令和七年十月二十四日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・テン特定目的会社　取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十二億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0041/index.html

令和七年十月二十四日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・シックス特定目的会社　取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十八億六千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0054/index.html

令和七年十月二十四日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・エイ・ワン・レジデンス・ワン特定目的会社　取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-kessan.jp/ir/FRT00018/

令和七年十月二十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

Ｆｏｒｅｓｔ特定目的会社

取締役　高橋　祥子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金八千一百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十四日

掲載頁　四十二頁（号外第八十三号）

令和七年十月二十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

Ｈｅｒａ特定目的会社

取締役　田中　雅勝

債権申出の公告（第三回）

当組合は、平成七年十月十六日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十四日

兵庫県たつの市揖保町門前三六九番地の一

伸屋工業協同組合

代表清算人　徳永　耕造

訂正公告

令和七年十月一日（号外第二二〇号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、「⑤本社営業所」とあるは「⑥本店営業所」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月二十四日

東京都文京区本郷三丁目二五番一〇号

株式会社ネットワークインターナショナル

代表取締役　橋口　喜枝